



お知らせ

軽自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で原動機付自動車、二輪車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などを所有している方に課税されます。納税通知書は5月2日(木)に発送します。
※納期限を過ぎたものはコンビニエンスストアやスマートフォン決済、地方税お支払いサイトでお支払いできません。

口座振替、スマートフォン決済、地方税お支払いサイトで納付される方へ

お支払い後5日間は窓口で納付確認ができないため、車検用納税証明書が発行できません。この時期に車検を予定している方は、令和5年度の納税証明書を利用して、早めに車検を受けることをおすすめします。

問 税務課 (☎内線147)

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

自動車税種別割は、教育や福祉などの行政サービスを行う

うための大切な財源です。

金融機関、コンビニエンスストアでの納付のほか、インターネットを利用したクレジットカードによる納付、スマートフォン決済アプリを利用した納付もできます。詳しくは自動車税種別割の納税通知書(5月7日(火)発送)をご覧ください。

問 岐阜県自動車税事務所 (☎058-279-3781)

担当課 税務課 (☎内線147)

令和6年度 市・県民税(特別徴収)について

市・県民税は、令和6年1月1日現在市内にお住まいの方を対象に、前年(令和5年1月から12月)の所得に対して課税されます。

給与からの天引きで納付していたが、令和6年度市・県民税(特別徴収)については5月20日(月)に紙面またはエルトックスで税額通知書を各事業所などへ発送します。

市・県民税(特別徴収)の対象者の令和6年度所得証明書、所得課税証明書および非課税証明書の発行も5月20日(月)から開始します。

※公的年金からの天引きや納

付書または口座振替で市・県民税を納付される方については、納税通知書発送や証明書発行開始が6月以降になります。

問 税務課 (☎内線143)

農業振興地域内農用地区域の除外・編入要望の受付

農業振興地域内農用地区域(農振農用地)に指定されている農地の転用には、事前に農振農用地からの除外手続きが必要です。

受付期間 5月1日(水)～31日(金)

8時30分～12時、13時～17時15分(土日、祝日を除く)

※受付期間中に除外の見込みがあると判断できた案件のみ、要望書をお渡します。

※受付後の要望書類提出期限は、6月7日(金)までです。

※日程調整のため、来庁前にご連絡ください。受付期間以外でも相談は随時可能です。

受付場所

※10月にも同様の受付を行う予定です。
・農業振興課(要望地が旧中津川市内)

・各総合事務所(要望地が旧恵北地区と山口地区)

受付要件 転用目的が地域住民の生活上必要な施設で緊急を要する限定的かつ具体的なもので、立地条件が周囲の営農に影響を及ぼさないこと。なお、集団化した農地やほ場整備された農地を除外することは原則としてできません。

必要書類 農地および転用計画の確認ができるもの(登記簿、字絵図、配置図、現況写真など)

問 農業振興課 (☎内線248)

広告

有料広告